

第 30 回 東京都公金管理アドバイザー会議 議事要旨

日 時	令和 8 年 7 月 30 日（月） 13:15 ～ 14:55
場 所	都庁第一本庁舎南塔 33 階 特別会議室 S5
出 席 者	委 員）今井委員、内山委員、渥美委員、野崎委員 事務局）梅村局長、巻嶋管理部長、鈴木総務課長、松田公金管理課長、西元資金運用 担当課長
欠 席 者	なし
議 題	1 令和 7 年度公金管理実績（年間）について 2 公金管理を取り巻く環境と令和 8 年度公金管理計画に基づく取組状況 3 公金運用の方向性について 4 決算等を踏まえた預金先金融機関等の評価について （1）新規預金先の評価について （2）邦銀の本決算を踏まえた評価について （3）外銀の本決算等を踏まえた評価について （4）債券発行体の動向等を踏まえた評価について
要 旨	（1） 会計管理局長挨拶 （2） 議題 1 令和 7 年度公金管理実績（年間）について 事務局 令和 7 年度の公金管理実績について、どのように捉えたか。 委 員 金利上昇局面を見据えて計画していたことが実績につながっており、良好な成果であったと言える。信用リスクを適切に管理し、運用できた点で評価できる。 委 員 日本銀行が公表している大口定期預金の実勢レートを上回る実績が得られており、これまでの方向性は妥当。 委 員 資金管理の精緻化を図るなど、適切に流動性を管理できており評価できる。債券割合を増やしつつ、流動性を過度に評価せずに効率性を重視してきたことが奏功したものとする。 （3） 第 30 回東京都公金管理アドバイザー会議の公開・非公開の取り決め 本会議は、東京都公金管理アドバイザー会議設置要綱第 5 条で原則公開と定めているが、委員の意見を聞いた上で、非公開とすることができると規定している。 議題 2 以降の内容について、委員全員が非公開での実施が適当と表明したことを踏まえ、非公開とすることを決定。 （4） 議題 2 公金管理を取り巻く環境と令和 8 年度公金管理計画に基づく取組状況 事務局 今後の金融環境について、懸念点や注視すべき事項があるか。 委 員 日銀の金融政策が、今後も安定的な利上げを継続するのか、慎重な姿勢に転じるのか

は引き続き注視が必要だが、ターミナルレート（政策金利の最終到達利回り）は２％程度とする見方も多い。

委員 超長期債などの長い年限の債券を保有していると、金利環境によっては減損リスクが生じ得る。超長期債を持ってまで高い利回りを取ることが期待されているわけではないので、今後も元本を毀損しないよう、着実に堅実な運用を堅持していけば良い。

事務局 歳計現金等についてであるが、預金の利回りが引合い効果により、国庫短期証券よりも高まっていることから、今年度は、国庫短期証券を購入せず預金にシフトするよう、執行上は柔軟に対応したいと考えるが、如何か。

委員 引合いの効果により、銀行の提示金利が高くなっている。そのため、預金でも十分な利回りが確保できることから、預金へのシフトは合理的。預金制限額の範囲内であれば良い。

委員 昨年度、国庫短期証券を組み入れたのは、当時の金利水準において、相対的に有利であったことによる。銀行の資金需要が強いことから、預金獲得競争がさらに高まっていく可能性もある。債券にこだわらず、金利水準を見て柔軟に判断していけば良い。

事務局 基金についてであるが、国債と格付が同等であり、かつ国債よりも利回りが見込める地方債や財投機関債等を積極的に購入していきたいと考えているが、如何か。

委員 資金需要が強く、余剰資金が不足している市場環境下では、財投機関債等のスプレッドが拡大する傾向にある。満期保有を前提とするならば、国債と同程度の高い信用力を有しつつ、より高い利回りを確保できる財投機関債等を選択することは合理的である。

委員 突発的な災害などに対する流動性を確保した上で、満期持ち切りであれば、積極的に購入しても問題ない。

委員 元本毀損は認められないといった法令上の制約がある中で、より高い利回りを求めるために、財投機関債等を積極的に購入していくという考え方には賛成。

事務局 財投機関債等にはインフラ整備などに活用されるという高い公共性があり、都民への説明に活かすことも可能と考えるが、如何か。

委員 社会課題解決と収益を両立するインパクト投資なども増えており、公共性を意識していくことは良い流れだと思う。

委員 ESG 投資等もあるが、まずは公金としての経済的リターンが重要。安全性、流動性、効率性という３つの軸をしっかりと満たすことが大前提である。その上で、公共性や社会性を発信していくのが良いのではないかと。

委員 安全性や効率性よりも公共性を優先しているとの誤解を招かないように留意すべき。

（５）議題３ 公金運用の方向性について

事務局 インフレが定着しつつある現在の社会経済情勢のもとで、公金運用を行うにあたり、今後どのような点を考慮していくべきか。

- 委員 法令上求められている元本を毀損しないという制約は、あくまで名目ベースの話であり、公金運用において、インフレ率を考慮した実質ベースの利回りは求められていない。
- 委員 実質利回りを意識した（物価上昇率に負けない）運用は目指してはならない。これを目指してしまうと、年限の長期化は避けられず、過度なリスクを抱えることになる。他自治体においては、過度にリスクを取って超長期債を購入した結果、損失を出してしまい、問題視された事例もある。
- 委員 法令上の制約がある中で、最大限できることに取り組んでいくとの基本的な考え方は変わらない。制約を踏まえつつ、債券を活用することが効率的、合理的であるならば、今後債券割合を増やしていくことは望ましい。
- 委員 債券割合を高めていくためには、各所管局とのコミュニケーションを密に取りながら、キャッシュフローの見通しの把握に努めることが重要である。
- 事務局 利回りを測る尺度として、どのような指標が考えられるか。
- 委員 保守期と同じ運用を続けていた場合と実際の運用実績とを比べ、両者の利回り差を示していくことも有効である。あまり複雑な指標は望ましくなく、日本銀行が公表している大口定期預金の実勢レートのような、シンプルな指標を用いるのが良い。
- 委員 債券部分については、仮に、国債のみで構築した場合のポートフォリオと実際のポートフォリオを比較するという方法もある。

（６）議題４ 決算等を踏まえた預金先金融機関等の評価について

- 事務局 新規預金先金融機関、預金先金融機関（邦銀・外銀）及び債券発行体の経営状況について、決算等を踏まえ健全性の観点から分析を行い、評価等について報告。
- 委員 新規預金先金融機関、預金先金融機関（邦銀・外銀）及び債券発行体の評価内容とそれに応じた預金及び債券運用の対応については、適正なものとする。

以 上